

真岡市消費生活センターだより No.36

消費生活相談窓口 0285-84-7830

場所：真岡市役所2階

はなしのなやみなし

月～金曜日(祝日除く) 9～12時、13～16時

休日は消費者ホットライン

いやや

188(局番なし)へ

消費生活センターでは、消費者(市民の方)が商品購入などにおいて、事業者と契約トラブルにあった場合に、消費者が自ら解決するために助言や情報提供を行っています。相談内容によっては、適切な専門相談窓口などを紹介しています。なお、個人間トラブル、事業者や個人事業主からの事業に関わる相談などはお受けしていません。

不安をあおってリフォーム工事契約を急がせる 悪質な「点検商法」に注意

近所で工事をしているので
あいさつにきました。
お宅の屋根瓦がずれていて
このままだと雨漏りしますよ。
無料点検いかがですか。

シロアリの被害が…

外壁にヒビが…

早く修理したほうがいい。
今なら安くできる。

ダメ

突然、訪問してきた事業者に、
安易に点検させないようにしましょう



▶保険を使った無料修理を持ちかけられたら、保険の補償対象になるか自分で保険会社へ相談しましょう。

▶数社から見積もりを取り
契約前に工事内容を確認
し不明な点は説明を求め
よく検討しましょう。

業者選びが一番重要です!

消費者宅を訪問した事業者は、
勧誘に先立って、
例) インターフォンで開口一番に

〇〇会社の●●です。
今日は住宅リフォームの
勧誘にきました。

業者名を名乗り、
販売目的であることを
告げる必要があります。



▶業者が撮った床下などの
映像が、本当に自分の家
のものか、慎重に判断し
ましょう。

トラブル回避のポイント

お帰りください

契約は慎重にする

急いで契約しない
うますぎる話は疑う

契約書

必ず身近な人に
相談しましょう

業者と直接話をしない

ドア越しで断り 家に入れない
特殊詐欺対策電話機を利用する



あいまいな断り方をしない

きっぱり断ることが重要です

お断りします

クーリング・オフを活用する

訪問販売の場合、契約書を受け取った日から
8日以内であれば契約解除できます